

### コラム 「性的グルーミングから子どもを守る」

親密な関係を築きながらいせつ目的で子どもに近づく行為のことを「性的グルーミング」と呼びます。子どもとの関係に着目すると、①リアルで近い人(教師、コーチ、児童養護施設の職員、親戚、親の恋人など)②それほど近しくない人(公園や公共施設で声をかけてきた人など)③オンライン(SNSなどネットを通じて知り合った人)の三つに分類できます。リアルとオンラインと書くときも二分されるように思われるかもしれませんが、実際には関連しており、様々なやり方で性的グルーミングは行われます。

SNSが普及したことから、SNSに起因するグルーミングの被害が10年前と比べて増加しています。共通の話題を探して共感したり、子どもが喜ぶようなやりとりを繰り返して、友達や恋人に近いような関係性を築くというケースが多いようです。また、教師や塾・習い事の先生、アルバイト先の先輩など、地位や信頼を利用して2人だけの世界を作り、性的な自撮りの映像を送らせたり、性的な行為に及んだりします。

グルーミングの末、性交などを強いられ、これまでは「同意があった」などとされ、性犯罪として扱われませんでした。今回の刑法改正では、どのような被害に遭うかは別に、いせつ目的での面会や性的な映像の送信を要求するという行為が処罰の対象になります。

心理的距離を縮め、子どもとの関係性をコントロールする「グルーミング」。子どもにとって、身近な人や信頼している大人から性被害を受けるということは、どれほどショックな出来事でしょうか。子どもの性的搾取は絶対に許されるものではありません。

年	青少年保護育成条例違反	児童買春	児童ポルノ	児童福祉法違反	重要犯罪等	SNS合計
H25	678	226	341	22	26	1,293
H26	711	260	358	54	38	1,421
H27	699	359	507	48	39	1,652
H28	662	425	563	43	43	1,736
H29	702	447	570	33	61	1,813
H30	749	399	545	27	91	1,811
R1	844	428	671	28	111	2,082
R2	738	311	597	31	142	1,819
R3	665	336	657	13	141	1,812
R4	583	321	658	12	158	1,732

※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)  
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯  
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)  
 出典：警察庁「令和4年における少年非行及び子どもの性被害の状況」

### 情報ライブラリーより

#### 「その名を暴け」

『その名を暴け #MeTooに火をつけたジャーナリストたちの闘い』 ジョディ・カンター、ミーガン・トゥーイー 著 古屋美登里 訳 新潮社(2020.7) 請求記号:368.64/ノ

「#MeToo運動」は、今やセクシュアルハラスメントや性的暴行を告発する最も有名な運動となりましたが、その始まりは二人の女性記者による記事でした。2017年10月、アメリカ、ニューヨーク・タイムズの記者ジョディ・カンターとミーガン・トゥーイーは、映画プロデューサーのハーヴェイ・ワインスタインの数十年に及ぶセクシュアルハラスメントを告発する記事を発表したのです。そこに至るまでの道程は困難を極めました。最初は誰も実名を出しての取材に応じなかったためです。取材が進んでいくと、加害者からの妨害行動が激しさを増していきました。ジョディとミーガンの記事は2018年のピューリッツァー賞(公益賞)を受賞。二人の勇敢さに心を動かされる本です。

性暴力を受けたわたしは、今日もその後を生きています。』 池田純美 著 梨の木舎(2023.5) 請求記号:368.6/セ

性暴力被害者自身による26年間の記録。16歳のとき、幼なじみの自死を経験した著者。自死の理由は性暴力を受けたことによるものでした。その後、著者自身も見知らぬ人からのレイプ、恋人からのDVを受け、生死の境をさまよいつつも再犯します。そして性暴力の被害者が受ける理不尽な取り調べや法制度に対する大きな怒りから、自身が傷つきながらも刑法を変えようとする運動を設立。同時に「書くこと」でも問題を訴えています。

2023年7月、「強制性交罪」の罪名を「不同意性交罪」に変え、同意がない行為は犯罪になり得ることを明確にした改正刑法が施行されました。法制度を大きく変えた当事者の比類なき軌跡としての1冊です。

※ 上記の本は、With You さいたま情報ライブラリーにて、貸出しをしています。

### 相談コラム

#### ひとりで悩まないで

暴力の中でも特に心と身体に深く傷を残す暴力が、性暴力です。被害を受けた方は自分の身に起きたことを受けとめきれない混乱の中で時を過ごすことになり、誰かにも話せなかったけれど誰かに話したい、聞いてほしいと思う時、どうぞお電話ください。あなたの気持ちに寄り添い、今できることを共に考えたいと思います。匿名でお受けしています。

一般的に、電話相談には1回性の原則といわれるものがあります。ようやく電話相談に繋がった、その1回を大切にします。お電話くださる方の声に耳を傾けて、今の気持ちを理解しながら聴かせていただきます。

性暴力の中で特に心と身体に深く傷を残す暴力が、性暴力です。被害を受けた方は自分の身に起きたことを受けとめきれない混乱の中で時を過ごすことになり、誰かにも話せなかったけれど誰かに話したい、聞いてほしいと思う時、どうぞお電話ください。あなたの気持ちに寄り添い、今できることを共に考えたいと思います。匿名でお受けしています。

性暴力の中で特に心と身体に深く傷を残す暴力が、性暴力です。被害を受けた方は自分の身に起きたことを受けとめきれない混乱の中で時を過ごすことになり、誰かにも話せなかったけれど誰かに話したい、聞いてほしいと思う時、どうぞお電話ください。あなたの気持ちに寄り添い、今できることを共に考えたいと思います。匿名でお受けしています。

性別・相談内容を問わず、ご相談に応じます。

電話相談 048-600-3800  
 相談時間 月～土 10:00～20:30 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

インターネット相談 <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/guide.html>  
 24時間受付

## With you さいたま

埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま広報紙 vol.72

### 啓発パネルをご活用ください!

「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」(A2判・13枚)

性犯罪・性暴力は、人としての尊厳や人権を傷つける重大な犯罪です。にもかかわらず、社会にある様々な誤解や偏見から被害者の落ち度が問われることがあり被害者をさらに苦しめます。パネルでは、誰もが被害者にも加害者にもならないために性暴力とは何かを知り、「性」を傷つけることは、暴力であり犯罪であるという認識をしっかりと根付かせようと呼びかけています。

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」(A2判・10枚) リニューアル!

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力です。家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特徴があります。DVは身近なところでも起きている他人事ではない問題です。パネルでは、DVとはどういうことか、どんな問題があるか、などについてわかりやすく説明しています。

パネルは、県内市町村、女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体などを対象に、無料で貸し出しをしています。

※ 詳しくは、With You さいたまホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/support/panel/index.html>

### イベントカレンダー 2023年11月▶2024年3月

講座 ※ 詳しい内容はホームページをご覧ください。

2023年11月19日 ⑤ DV防止フォーラム2023  
 デートDV防止講座～知って、気付けて、予防する～  
 ▶講師：西山 さつきさん(NPO法人レジリエンス代表)

2024年2月2日⑤～4日⑤  
 第22回 With You さいたま フェスティバル  
 県内で男女共同参画に取り組む団体が集まり、日頃の活動を発表します。

2月4日⑤  
 With You さいたま フェスティバル講演会

2024年3月16日⑤  
 実践で学ぶ! 女性リーダー育成講座  
 成果報告会  
 1年間の講座の最終回にあたり、学びの成果を発表します。ぜひ彼女たちの「声」を聞きに来てください。

予約制 保育サービスを実施しています  
 With You さいたま主催の講座への参加や面談の際に、6か月から未就学のお子様(講座・イベントにより小学3年生まで)の保育サービスを実施しています。  
 ▶保育料 お子様1名につき300円

自分らしさ発見講座  
 前向きな考えを持って自立等に繋がるような情報や知識と、同じ悩みを語り合う交流の場を提供します。

2023年12月10日⑤  
 人間関係って難しい! そこから始めるコミュニケーション  
 2024年1月24日⑤  
 離婚前後の子どもとのかわり方

男性のためのグループ相談会  
 男性同士が同じ悩みを語り合う交流の場を提供します。

2024年1月27日⑤  
 ※ オンライン開催

### With you さいたま

読者アンケートのお願い

広報紙「With You さいたま」72号はいかがでしたでしょうか?読者の皆様のお声をぜひお聞かせください。ご協力をお願いします。  
 ※ 5分程度で回答できます。

アンケートはこちらから→

### With You さいたま

埼玉県男女共同参画推進センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2  
 TEL 048-601-3111  
 FAX 048-600-3802  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>

開館時間  
 月曜～土曜 / 9:30～21:00  
 日曜・祝日 / 9:30～17:30  
 休館日 / 第3木曜日、年末年始

貸出施設のご利用時間  
 午前 / 9:30～12:00  
 午後 / 13:00～17:00  
 夜間 / 18:00～21:00  
 ※ 利用時には、準備及び後片づけの時間も含まれます。

### With You さいたま相談

電話相談 TEL 048-600-3800  
 相談時間 月曜～土曜 / 10:00～20:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)

埼玉県女性キャリアセンター  
 電話相談 TEL 048-601-1023  
 相談時間 月曜～金曜 / 10:00～11:30 12:30～16:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)

面談相談予約 TEL 048-601-5810  
 受付時間 月曜～土曜 / 9:30～17:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)

### ハローワーク求人情報の提供

求人情報の検索 月曜～土曜 / 9:30～17:30  
 求人情報の紹介 月曜～土曜 / 10:00～17:00

年々・年始の休館日  
 12月29日⑤～1月3日⑤  
 情報ライブラリーの閉室  
 12月18日⑤～12月23日⑤

With You さいたま  
 ホテルプリンス武蔵野3・4F  
 さいたま新都心駅から徒歩5分 北与野駅から徒歩6分

Merry Christmas  
 埼玉県マスコット「さいたまっちゃん」(コバト)

With You さいたま vol.72 2023年11月発行

## With you さいたま

11月号 2023 November

特集 p.2-4  
 性被害を防ぐために  
 新たな刑法改正が問いかけること  
 上谷さくら弁護士インタビュー

パープルリボン・タペストリーが県内巡回中  
 巡回期間 2023年7月21日～2024年3月13日

「パープルリボン」は、女性に対する暴力のない世界を望む気持ちを表す運動のシンボルとして、世界中に広がっています。埼玉県では、県民の皆さんがパープルリボンを作成し、大きなタペストリー(壁掛け)を完成させるキャンペーンを毎年展開しています。今年度は、32市町がキャンペーンに参加しています。タペストリーを見かけたら、ぜひご参加ください。

男女共同参画

Contents  
 ▶P.5 コラム 「性的グルーミングから子どもを守る」  
 ▶P.5 情報ライブラリーより  
 ▶P.5 相談コラム ～ひとりで悩まないで～  
 ▶P.6 啓発パネルをご活用ください!  
 ▶P.6 イベントカレンダー

[With You さいたま]は、埼玉県の男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設です。

# 性被害を防ぐために 新たな刑法改正が問いかけること

上谷さくら弁護士 インタビュー

2023年7月、性犯罪に関する規定を見直した改正刑法が施行され、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられました。そこで、法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」委員として実際に刑法改正の審議に携わった上谷さくら弁護士からお話を伺いました。



**上谷 さくら** KAMITANI SAKURA  
弁護士・犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長・保護司

【プロフィール】  
毎日新聞記者を経て、弁護士登録。第一東京弁護士会所属。元青山学院大学法科大学院実務家教員。殺人、性犯罪、交通事故等の被害者支援を多く手掛けている。法務省性犯罪に関する刑事法検討会委員歴任。著書「おとめ六法」(KADOKAWA)等。

すべての女性の味方になる法律の本  
**「おとめ六法」**

上谷さくら、岸本学 著  
KADOKAWA(2020)  
請求記号：320/オ

今回、お話を伺った上谷さくらさんの著書。  
憲法・民法・刑法といった六法の中から、女性の一生に寄り添う法律がピックアップされています。

「こんな時どうすればいいの?」「これで私が悪いの?」そう思った時には、ぜひ本書を手にとってください。あなたが持っている権利を守るために、知っておくと便利な手続きなども具体的に解説されています。

## 性被害者に関する刑法の課題

日々、法律相談を受ける中で、性被害を訴える相談は本当に多く寄せられます。しかし、性犯罪は立件するのが難しく、あらゆる性暴力のうち加害者が処罰の対象となるケースはほんの一部です。無罪判決だけでなく、加害者が不起訴処分となって刑事裁判にかけられなかったり、警察で被害届が受理されなかったりするケースも多く起きています。そもそも被害者の多くが警察に被害を届け出ることのできないのが現状で、心身の負担から、証拠があっても泣く泣く捜査してもらったことを見送った例が数多くあります。(図1)

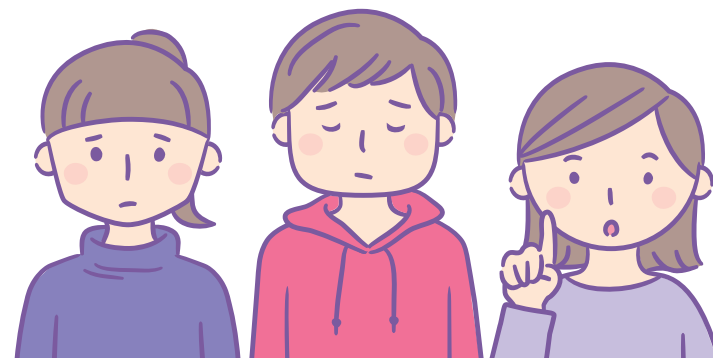
日本では、性犯罪を取り締まる刑法が明治40年以来ほとんど変わっていませんでした。しかし、社会の状況も人々の意識も当時とは大きく違っているため、不都合なところは条例で対応してきました。ただ、それでは都道府県によって対象となる犯罪の内容が異なり、その刑も軽いので、やはり刑法で処罰する必要があります。そこでようやく2017年、実に110年ぶりに大幅な改正がされました。

## 110年ぶりの刑法改正

2017年の改正では、被害者を女性に限っていた「強姦(ごうかん)罪」から、性別を問わない「強制性交等罪」に改められました。法定刑の下限を「懲役3年以上」から「懲役5年以上」に引き上げたほか、親などが性的虐待をした場合の「監護者の罪」も新たに作られました。

しかし強制性交等罪の加害者から暴行・脅迫があったことを証明できなければ罪に問えないなど不十分な点が積み残っており、3年後に検討して必要があれば見直す機運が生まれました。

一方、その後の裁判では、被害者の意に反する性加害が性犯罪と認定されないという判決が続きました。また、国外の#MeToo運動にも触発され、国内でも当事者や支援者から、被害実態に沿った刑法改正を求める声が高まりました。



## 今回の刑法改正の重要なポイントは

今回の改正では、罪名が「強制性交等罪」だったものが「不同意性交等罪」に変わりました。それまで暴行・脅迫がないと性犯罪と認定されませんでした。同意しない意思を形成・表明する、全うすることが困難な状態にさせ、あるいはその状態に乗じて性交などを行った場合に処罰されることになりました。現在の「暴行・脅迫」も含め**8つの行為**が例示として具体的に示されました。(図2)

改正前と比べて処罰範囲が広がるわけではなく、個々の解釈は今後の運用に注目していく必要があります。ただ、改正前と比較すると、より明確で、判断にばらつきが生じない規定にしたため、性犯罪に対する処罰が強化されると考えられます。なにより「同意のない性的行為は処罰される」ことが条文として明確化されたことは、社会に向けたメッセージとして大きな意義があります。性的行為の同意が社会規範として守られるため、より一層、教育や啓発を推進することが必要です。

## 子どもたちや若者に対する性犯罪を抑止するために

「性的な行為に同意する能力があると認められる」性的同意年齢が13歳から16歳に引き上げられました。犯罪になるかどうかの線引きは非常に重要です。数字は解釈を伴わないため、年齢ほど明確な基準はありません。私は刑事法検討会の場で「性的同意年齢は16歳」と強く主張しました。せめて義務教育期間は、無条件に大人たちの性的搾取から守られるべきだと考えるからです。

性交や同意の重要性を取り扱った授業が中学生段階で行わ

れないのに、その年齢の子どもたちに性行為についての同意能力があったと法律で認めるのには大きな矛盾があります。性交などに関する正しい知識を持たない子どもたちを、どのようにして性被害から守ることができるのでしょうか。当事者である子どもたちにしっかりとした知識を与えていないとしたら、それは大人の責任です。

しかし、検討会では「真摯な恋愛もありえる」「真に同意がある性行為もある」という意見が出て、大変驚きました。子どもとの性行為やわいせつ行為を「真摯な恋愛」と見るのは大人たちの「勝手な思い込み」や“欲望の正当化”で、被害実態とかけ離れています。政治家の失言で世間に関心をもってはもらえましたが、そのような考えが一定数存在することは残念です。なお改正では、5歳以上の年齢差要件や告訴時効のさらなる見直しなどの課題も残っています。

## 子どもたちを性暴力から守るという視点

この社会は若さが性的に消費する文化が根強く、子どもたちは保護されていません。今回の改正では「撮影罪」が新設されましたが、「誰でも一度は盗撮されているよ」と言いたくない、実際の被害は大変多いのです。また、子どもたちを性的目的で手なずける行為を処罰する規定も新設されました。周囲の大人たちは子どもの異変に気づいてほしいし、若い子たちには「あなたくらい年齢の子だったら誰でもいいと考える大人がいる」と伝えたい。大人は子どもたちがそのような被害に遭うとは思っていませんし、子どもたちも自分が被害者になるとは思ってもいません。けれど、街の中には一定数の犯罪者が必ずいます。

加害者が悪いのは当然で、被害者は悪くありません。しかし、加害者の行動パターンを知っておくことは必要ですし、加害者の更生も大きな課題です。性犯罪は再犯が多いので、防止に力を入れなければ徐々に被害者が生まれてしまいます。性教育やインターネット教育、被害に遭った子の救済など、子どもたちをどう守っていくのか、省庁を超えて幅広く議論してほしいです。

## 図2 改正刑法などの主な内容

① 暴行・脅迫  
② 心身の障害  
③ アルコール・薬物の影響  
④ 睡眠・意識が不明瞭  
⑤ 意思を示すいとまがない(不意打ち)  
⑥ 恐怖・驚愕(フリーズ)  
⑦ 虐待  
⑧ 経済的・社会的地位の利用

同意しない意思の形成・表明、全うすることが困難な状態

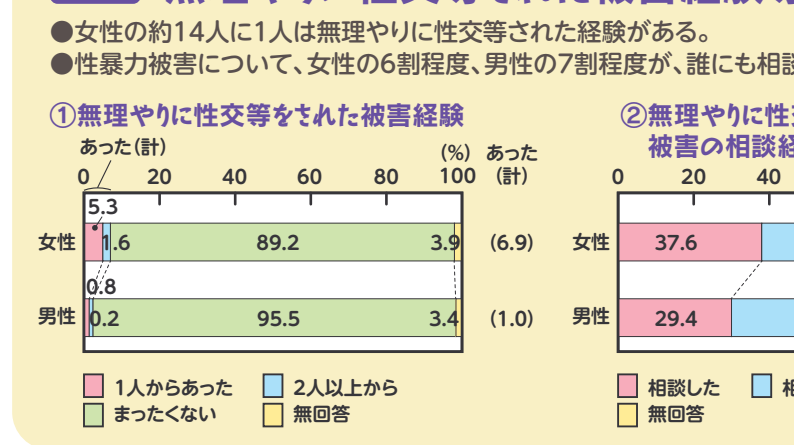
成立要件を明確化	強制性交等罪など→ <b>不同意性交等罪</b> 強制わいせつ罪など→ <b>不同意わいせつ罪</b>
告訴時効を5年延長	●不同意性交等罪10年→ <b>15年</b> ●不同意わいせつ罪7年→ <b>12年</b>
性交同意年齢の引き上げ	13歳→ <b>16歳</b>
性的目的で子どもを手なずける罪の新設	<b>わいせつ目的を隠し、16歳未満を懐柔し、会うように仕向ける行為などを処罰</b>
撮影罪の新設	<b>性的な部位の盗撮などを処罰</b>

性犯罪の規定が2023年7月13日から変わりました。詳細は法務省HPへ

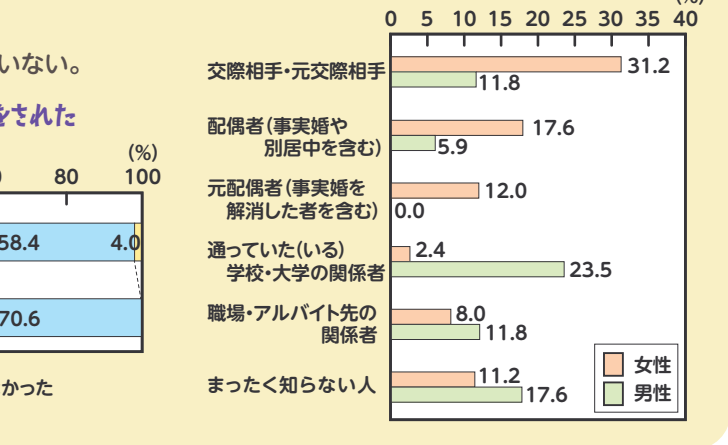


出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)

## 図1 無理やりに性交等された被害経験等

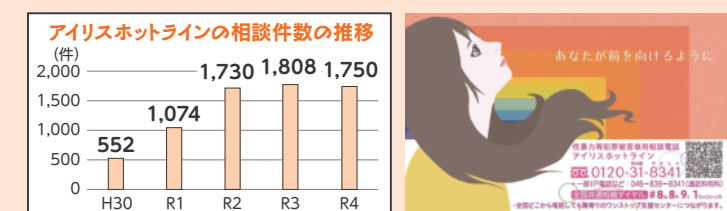


## ③加害者との関係(複数回答、抜粋)



## 性暴力や性犯罪の被害にあったら「アリスホットライン」へ!

埼玉県は、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会と連携して、性犯罪・性暴力にあわれた方やそのご家族を支援する相談電話「アリスホットライン」を運営しています。アリスホットラインでは、電話相談を中心に、医療機関受診や法律相談、面接を通じた心のケア等の支援を総合的にを行っています。被害にあわれた直後から相談を受けます。秘密も守ります。安心してお電話ください。



**アリスホットライン 性暴力等犯罪被害者専用相談電話**

相談電話 **0120-31-8341** 相談無料

24時間 365日受付

<https://www.svsc8080.jp/iris/>

## 学生ボランティア募集中です!

若者世代から被害者支援の輪をひろげるため、埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア(愛称「Ayai」)が平成30年4月に発足し、啓発活動を行っています。一緒に被害者支援の輪を広げいきましょう。

令和5年9月10日 第10回 埼玉フェアで犯罪被害者支援PRブースを出展

令和5年6月4日埼玉スタジアム2002で県政PRブースに参加

埼玉県防犯・交通安全課  
電話番号 **048-710-5036**  
a2950-04@pref.saitama.lg.jp

**性犯罪・性暴力に関する相談先**

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府)
- 【#8891(はやくワンストップ)】** 毎日24時間365日相談できます  
各都道府県のワンストップ支援センターにつながります
- 性犯罪被害者相談電話(警察庁)
- 【#8103(ハートさん)】**  
各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります
- Cure time「キュアタイム」(内閣府)
- <https://curetime.jp/> チャットやメールで相談できます

## すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向けて

令和5年(2023年)7月、国の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議は「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめました。その詳細は、内閣府男女共同参画局HPでご覧いただけます。

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryokoku/measure.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryokoku/measure.html)

上記の緊急対策パッケージには「相談・被害申告をしやすくする強化策」も盛り込まれています。男性や男児は被害にあっても相談しにくいという課題があるため、今年の9月に臨時的相談窓口「男性のための性暴力被害ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン」が開設されました。専門的な知見を有する相談員が電話で相談を受け、内容に応じて、相談者が居住する地域の専門機関を紹介するなどの支援を行います。

実施期間 令和5年9月22日(金)~12月23日(土)(予定)

<p><b>男性のための性暴力被害ホットライン</b></p> <p>0120-213-533</p> <p>受付日時 毎週土曜日 19時00分~21時00分</p>	<p><b>男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン</b></p> <p>0120-210-109</p> <p>受付日時 毎週金曜日・土曜日 16時00分~21時00分</p>
---	--